

公共施設廃棄物収集運搬業務仕様書

鹿島区内の下記の公共施設から排出される廃棄物の収集運搬業務は、次の仕様により行うものとする。

なお、この仕様は業務の大要を列記したもので、詳細な部分については係員の指示により誠実をもって実施すること。

記

1. 委託名 鹿島区公共施設廃棄物収集運搬業務委託
2. 委託箇所 鹿島区役所 外 1 1 施設
3. 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日
4. 業務内容

(1) 収集方法

① 収集コース

別紙「鹿島区公共施設廃棄物収集運搬委託箇所」のとおり

② 収集日

- ・可燃ごみ 毎週月・木曜日
- ・不燃ごみ 毎月第 2 水曜日
- ・資源ごみ 毎月第 3 金曜日 ※鹿島幼稚園のみ毎週月・木曜日

③ 業務実施時間

当該業務の実施時間は、午前 8 時 3 0 分から収集完了までとするが、午後 5 時まで完了するように努めること。

ただし、各学校の廃棄物収集は午後 1 時から 4 時までの間に行うこと。

④ その他

大会等のゴミについては、要請により収集するものとする。

(2) 収集する廃棄物の種類

収集する廃棄物については、下記の区分に従い収集するものとする。

収集の区分	分別の区分（委託者により分別）
可燃物	資源ゴミとして分類される紙類、ペットボトル、白トレイを除く
不燃物	資源ゴミとして分別収集する缶類、瓶類を除く
瓶類	ビール瓶、一升瓶を除く
缶類	燃料用缶、缶詰、のり缶等
ペットボトル	リサイクルマーク 1 の記載のあるペットボトル
白トレイ	リサイクルマーク 6 の記載のある白色トレイ
古紙類	新聞、チラシ、段ボール、紙パック、雑誌、その他の紙類

(3) 収集物の運搬先

収集した廃棄物は、市が指定する搬入先へ適切に処理すること。

(4) 収集体制

業務の実施にあたっては、車両に運転手 1 名及び助手 1 名の計 2 名を乗車させること。

(5) 廃棄物収集量の報告

下記の区分に従い、翌月上旬に、書面にて廃棄物収集量を報告すること。

なお、可燃ごみについては、収集日の廃棄物収集量と月合計の廃棄物収集量を報告すること。

廃棄物の種類	単位
可燃ごみ	kg
不燃ごみ	kg
びん	kg
缶	kg
ペットボトル	kg
新聞	kg
雑誌等	kg
ダンボール	kg

(6) 資源ゴミの販売収入

受注者の収入とする。

5. 業務実施基準

(1) 関係法令の遵守

廃棄物収集運搬については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「南相馬市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例、同規則」を遵守し、業務の重要性及び公共性を認識し、最も適切な方法で行うこと。

(2) 受託資格

当該業務を受託する者は、「貨物自動車運送事業法」に基づく業の許可を受けた者若しくは申請中で取得見込みの者でなければならない。

6. 交通安全の確保

廃棄物収集運搬業務中は、交通安全と円滑な通行に努めるとともに、児童生徒はもとより一般人の通行に支障のないよう細心の注意を払い、交通事故防止に努めること。

7. 秘密の保持

本業務上知り得た秘密は、一切他に漏らしてはならない。

8. 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

9. その他

業務の遂行にあたっては、相互に信義を守り誠実に履行するものとし、業務の履行上生じた疑義その他については、法令その他慣習に従うほか相互に協議の上決定するものとする。

(別紙)

鹿島区公共施設廃棄物収集運搬委託箇所

No	施設名	住所	担当課	収集日		
				可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ
1	鹿島区役所	西町一丁目1	地域振興課	毎週 月・木曜日	毎月 第2水曜日	毎月 第3金曜日
2	鹿島保健センター	西町三丁目2	健康づくり課			
3	鹿島生涯学習センター	寺内字迎田22-1	生涯学習課			
4	鹿島小学校	鹿島字広町13	教育総務課			
5	上真野小学校	浮田字一丁目81	〃			
6	鹿島中学校	寺内字落合28	〃			
7	鹿島幼稚園	鹿島字北千倉24-2	こども育成課			毎週 月・木曜日
8	かしま保育園	西町三丁目90	〃			毎月 第3金曜日
9	かみまの保育園	浮田字一丁目67	〃			
10	学校給食センター	寺内字狐畑14-3	教育総務課			
11	鹿島児童クラブ	鹿島字広町13	こども家庭課			
12	八沢児童クラブ	南屋形字北原8-1	〃			